

締約国に関する情報 I T	イタリア 一般情報	附属書 B 1 I T
国内官庁の名称	Italian Patent and Trademark Office (イタリア特許商標庁)	
所在地及び郵便のあて名	19, via Molise, 00187 Roma, Italy	
電話番号	(39-06) 4705-5800	
ファクシミリ装置	(39-06) 4705-5632	
電子メール	uibm.pct@mise.gov.it	
インターネット	www.uibm.gov.it	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	国際出願を除くすべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人に国際出願がWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際出願及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ¹	
イタリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりイタリア特許商標庁、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
国内法令 ² は欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 居住者による出願 ³	

[次頁に続く]

1 2018年10月1日以降に国内官庁に行われた出願について。

2 2005年2月10日の法令No. 30, 第198条(1)。

3 イタリアにおいて90日よりも前に行われた国内出願に基づく優先権を主張しており、その国内出願が公の秘密保持規則の対象とされていない場合を除く。

I T	イタリア (続き)	I T
イタリアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護 ⁴ : イタリア特許商標庁 (国内段階参照) 欧州特許 : 欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
イタリアを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
取得可能な保護の種類	国内 ⁴ : 特許, 実用新案 (実用新案は国内特許に代えて求めることができる) 欧州 : 特許	
国際型調査に関するイタリアの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合 : イタリアを指定する国際出願がPCT第21条に基づき公開されている場合には, 出願人がイタリア特許商標庁を通じて出願のイタリア語翻訳文を公衆の利用可能な状態に置いた日から, 又は出願人が被疑侵害者に翻訳文を直接通知した日から, イタリア工業所有権法第55条c. 1の2の規定による仮保護が与えられる。 欧州特許を目的とする指定の場合 : EPOがその公用語の1つで提供された翻訳文による国際出願を公開した後, 出願人は請求の範囲のイタリア語翻訳文を公衆が利用可能な状態に置いた日から, 又は使用者に伝達した日から, 損害賠償を受けること, 更に, 特許侵害品及びその生産に使用された事項の目録作成並びに差押えが可能となる。	
イタリアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
イタリアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後に提出することができる。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合, 管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	
欧州特許については, 附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照		

4 2020年7月1日以降に行われた国際出願について。